

第4章 江戸地廻り経済の発展と幕府統制―問屋支配に幕

4.1 利根川水運と江戸地廻り経済

4.1.1 農家経済の台頭

幕藩体制は農民を米中心の自給自足経済に閉じ込め、商業活動を禁止した。農村への商人の立ち入りも、厳格に規制していた。一方で鍬や鋤など農業生産用具や塩などの食料品の購入のためには農家にも貨幣は必要であり、そうした銭貨を得るために農民は米以外の収益性の高い農産物を栽培したり、夜間に、あるいは農閑期に様々な内職を行い、そうした生産した商品を農村で開かれる在町や在市場において販売した。城下町の商人がこうした在町や在市場で農家の生産物を買入れ、城下で販売したり、あるいは江戸、大坂、京都の間屋に売りつないだりした。

米以外の農産物として代表的なのは、綿花であり菜種である。綿花は畿内と山陽道筋を中心に栽培され、摂津や河内などでは綿の作付け率が全耕地の70%にも及んだという。

ただ綿花は熱帯作物で高温と十分な日照時間が必要なため、東日本では適地が少なく、反収も少なく品質も畿内産より劣ると見なされ、高値では売れなかった。

関東での成功例としては養蚕業が挙げられる。幕府は1685年に銀の流出を防ぐために白糸の輸入を規制しているが、そのため国内での養蚕業が活発になり東日本各地でも新たに養蚕業を始める農村が増えた。当初は年1回の春蚕（はるご）のみだったが、江戸中期には夏蚕（なつご）も可能になり、幕末には信濃などで秋蚕も行われたという。こうした生糸は地域で製織され、京都に運ばれ、京都で着物に織られ再び各地に運ばれた。

農家の工業としては、綿織物が挙げられる。畿内から繰綿（くりわた）を購入し、夜間や農閑期に綿織物を行う農家が増え、そのため農村における灯火用の油の需要が増えた。江戸の油の需要は年間10万樽とされており、そのうち3~4万樽は地廻り油が供給されたというのが定説になっている。一方で関東周辺の農村には江戸から年間1万樽の油が送られ、こうした江戸周辺における灯火油需要が江戸の需給逼迫の一因になっていた。

農家経済に欠かせないのは、江戸、大坂、京都という3大都市との物流・商流の繋がりがだ。商流は、城下町の商人を通じての間接的な繋がりの整備によって達成され、物流は水運による大量輸送によって可能になった。西廻り航路の開発により北海道や東北の特産物を大坂、京都への大量輸送が実現し、そこからさらに全国に展開された。また東廻り航路は主に東北から江戸に向けての大量の物資搬送を可能にした。

江戸時代の中期以降は全国的に整備された航路ベースの流通網を利用して、各地の特産物が江戸や大阪、京都など大都会に運ばれ、人気を呼んだ。天保11(1840)年の番付「諸国産物大数望(相撲)」によると、大関には陸奥の「松前昆布」と西国の「白米」が挙げられ、関脇は出羽の「最上紅花」、阿波の「藍玉」(染料)、小結は山城の「京羽二重」、丹後の「縮緬」といった商品が上位を占めている。

上方から江戸への物資流入の中心は菱垣廻船と樽廻船だったが、関東・東北から江戸への大動脈は、利根川や鬼怒川などの河川利用の水運が大きな位置を占めた。

4.1.2 利根川経由の「内川廻し」が主流に

関東における水運の開発は、東北各藩の年貢米輸送を目的に進められた。こうした東北諸藩の廻米は、当初那珂港から内陸水運と陸運を組み合わせたルートで江戸に運ばれていた。那珂港から涸沼、海老沢まで舟運(川)を活用し、海老沢からは陸路で霞が浦と北浦に出る2つの経路があった。利根川と江戸川は合流しておらず、並行して江戸湾に注いでいた。利根川と江戸川を結び、銚子に注ぐように流れを変えた掘削工事、いわゆる利根川東遷事業は、元和7(1621)年に着手し、完成したのは承応3(1654)年とされている(小出博「利根川と淀川」)。

利根川東遷事業により銚子から利根川を遡り、江戸川を経て江戸に入る水運ルートが確立したものの、実際にこのルートが使われるのには時間がかかった。鹿島灘を通って銚子に入る海路には大きなリスクがあったからだ。寛文11(1671)年に河村瑞賢が、幕府の依頼を受けて、伊達・信夫郡の年貢米を江戸に運ぶ東廻り航路を確立した。銚子までの航路、さらに銚子から房総半島の東側を南下し、伊豆半島の下田に寄港した後、黒潮に乗って江戸湾に入る航路が開かれた。太平洋を北上する黒潮に押し流され、房総半島沖から直接江戸湾に入ることが困難であり、一度下田に寄港する必要があった。このルートは、「外海江戸廻り」とも「大廻し」とも呼ばれた。

これに対して、銚子で川船に積み替えて利根川を逆上り、関宿や境河岸から江戸川に入り舟堀川(新川)と小名木川を通して江戸に運ぶルートは「内川廻し」と呼ばれ、東北からの廻米やその他の物資の多くがこのルートで運ばれるようになった。ちなみに舟堀川と小名木川を総称して行徳川とも呼ばれていた。「水戸市史中巻(一)」では、那珂港からの輸送路が「内川廻し」とされ、銚子からの航路は「銚子入内川江戸廻り」と記されている。

内川廻しは、難船の危険は少ないが、川の水量や風によって時間を要する欠点があった。一方の大廻しは運賃は安い(運賃には大きな差がなかったとの研究報告もある)が、難船の危険は高いというマイナスがあり、享保期(1716~1736年)までは、内川廻しの利用が多かった。しかし天保期(1830~1844年)になると、銚子河口で土砂の堆積が進

み、大型廻船の入港に支障が生じるようになった。そのため、銚子は、東廻り航路における内川廻しへの玄関口としての機能に支障が出るといった事情もあり、大廻しの利用が増えた（「近世における東廻り航路と銚子港町の変容」国立歴史民俗博物館研究報告第103集・斎藤善之）という。廻米量で見ると、延享年間（1744～1748年）には平均16万1,914俵が内川廻しで江戸に運ばれ、天明年間（1781～1788年）には18万7,172俵に増加したが、文化年間（1804～1818年）には10万俵に減少している（「江戸利根川交通史物語」渡部英三郎）。

大廻しの航海技術の向上も、内川廻しの比重を低下させることとなったが、内川廻しは安定輸送の役割と同時に、川沿いの地域振興に大きな役割を果たした。内川廻しによって、港機能を果していた中世の「津」とは異なる、舟運に対応した川港が河岸として各地に成立したのである。元禄3（1690）年には、関東で84河岸以上が存在していたと記録されている（「徳川禁令考」全集第6・巻53）。

元禄2～3（1689～90）年に幕府は、「河岸吟味」を行い、これにより旧河岸と呼ばれる86カ所の公認河岸が認められた。明和8（1777）年にも、関東全域を対象に河岸吟味が行われ、旧河岸に河岸問屋株を設立することで運上の増収を図った。公認河岸や河岸問屋を経由しない輸送はすべて禁止され、河岸で活動していた船持は河岸問屋に従属することになった。

内川廻しの船は、真岡木綿を用いた帆船、高瀬船が多く使用された。大きいものでは長さ15メートル、幅3メートルで、1,200俵の米を積むことができた。川を遡る時、季節風が利用できない場合は、川岸から綱で上流に引いた。下りの船の時速は8km/時、上りで綱で引く場合は3km/時ほどだったという。

内川廻しのような水運が利用されたのは、荷物を陸送の牛や馬よりはるか大量にしかも安価で運べたからだ。牛や馬は一つの荷物が米2俵で、先導する人も必要となり、積み下ろしにも手間がかかった。寛政4（1793）年の記録によると、利根川中流の布施河岸（現在の柏市）から江戸川の加村・流山河岸に至る12kmの陸送は米2俵で174文だった。一方、加村から江戸まで約32kmの舟運料金は126文だったとされている。

4.1.3 江戸の日本橋に荷受け集中

内川廻しの江戸の終着場所は、小名木川が流れる江東地域だった。小名木川の西側、大川と交わるあたりに「深川海辺大工町」があり、ここで内川廻しを含む武蔵、下野、常陸、下総を範囲とする、奥川筋からの船の荷受け、保管、さらに江戸へ運ぶための舢への積み替えが行われていた。取引先の間屋は日本橋小網町、小舟町、堀江町、蠣殻町などに集中していた。

利根川水系の水運路を通して江戸に入津する諸荷物は、江戸市中で茶船、小船を所有す

る「奥川筋舟分下船宿」が引受け、送り先に届ける。明和7（1770）年頃には江戸小網町中心に百数十軒もあったという（「諸問屋再興調」五 大日本近世史料）。

高瀬船から小船などに積み替えることを「附船」といったが、小網町の船宿は「附船仲間」を結成し、目印の焼き印を押した木札を作って銘々が所持し、荷物の独占を図ろうとした。しかし、明和・安永期になると、小網町ばかりでなく深川海辺大工町などの舟分下船宿も進出している。

荷物を運んできた高瀬船には、帰りの荷物が「奥川筋船積問屋」の世話で積まれた。この奥川筋船積問屋は、小網町中心に、小船町、伊勢町、堀江町、箱崎町など日本橋から隅田川にかかる永代橋にかけての地域にあり、寛延元（1748）年には、37軒あったという。一方で、諸問屋や荷主が積む直積みも多かったため、奥川筋船積問屋は独占を図るため、文化6（1809）年に十組附属問屋として十組問屋仲間への加入を申請し認められ、問屋株が公認された。奥川筋船積問屋は下り荷物を扱わず、十組問屋からの仕入れに頼っており、やがて十組問屋の退潮とともに衰退した。

内川廻しは当初、東北方面からの廻米が主な荷だったが、河岸周辺の地場産業が発展するに伴い、それぞれの河岸から地場の特産物が積み込まれた。

銚子からは鮮魚や醤油、利根川下流の野尻や高田からは干鰯（ほしか）、絞油、魚油、佐原からは酒、木下からは米、木材、薪。野田からは醤油、流山からは味醂、行徳からは塩などが江戸に運ばれた。その他大豆、煙草、数の子、鯉節なども主要な荷物だった。

利根川、荒川水系を通じて結ばれた関東各地の奥川筋への戻り荷物は、木綿などの衣料品、塩、乾物、干魚などの食料品、荒物、小物などの日用雑貨などが中心だった。

関東地廻り経済でもっとも成功したのが醤油である。享保11（1726）年の幕府の調査では、江戸への醤油入津量13万2,829樽のほとんどは大坂から菱垣廻船で積まれてきたものだった。文政4（1821）年の十組問醤油酢問屋の行事による報告では、江戸への醤油入津量125万樽のうち123万樽が関東地廻り物によって占められている。江戸における醤油消費量は100年間で10倍に伸びたが、そのほぼすべては関東の地廻り産によって賄われたのである。

油はこれほどの劇的な成長もなければ、関東地廻り油が大坂からの「下りもの」を席卷する事もなかった。それでも、米に並ぶ重要な産物である油の上方依存を改めようとの試みは一貫した幕府の政策で有り続けた。

4.1.4 成長する地廻りの油

幕府は灯明油の上方依存から脱却するために、享保年間頃から関東周辺での地廻り油育成に本腰を入れる。農家に対して菜種を栽培するようとの奨励を何度もお触書で行っている。綿実油の生産も試行錯誤を繰り返しながら、増産への努力が続けられた。関東でも

綿作は17世紀から行われていたが、搾油に結びつかず、綿実の多くは上方に運ばれた。宝暦4(1754)年に江戸で綿核問屋の公認を願い出た姓不詳の清兵衛という人の願書が残っており、そこには、関東では綿核(綿実)は18~9年前までは捨てられていたが、近年になって上方で油の原料に使われていることを知り、買い集めて江戸に出荷するようになったとある。明和4(1767)年3月、幕府は綿実買問屋2軒を認可し、そこから足柄郡早川村(今の小田原市)に送って搾油し、江戸油問屋に売ることを認めた。この早川村の綿実油は、灘と同じ水車搾りで量産が可能であった。同時期に、筑波山麓でも、井上善兵衛が水車搾りを始めている。真壁では、木村六郎兵衛が水車搾りを始めた。しかし関東平野が広大で、水車絞りに適した土地が少なかったこともあり、灘や大坂に比べると多くの絞油業の生産性は劣っていた。

4.1.5 地廻油の特徴

幕府は文政3(1820)年にも「灯油之儀ニ付、御内々申上候書付」で、関東における菜種栽培普及と絞油業の立ち上げを積極的に進めるよう促している。

しかしこの頃には、関東での地廻り油生産もある程度軌道にのり、江戸への入津量も伸びている。文政12(1829)年の江戸に運ばれた地廻り油は3万2,305樽に達している(天保5年10月調べ)。内訳は水油が1万2,020樽、白油2,238樽、胡麻油7,570、荏油5,272樽、桐油467樽とされている。

江戸の年間総油需要は10~11万樽と見込まれているが、この段階ですでに地廻り油はすべてを合わせると年間3万樽平均が江戸に送られている。3分の1を地廻り油で賄うことができるようになっており、これに尾州・勢州・駿州の三州を加えると6~7万樽に達しており、計算上は大坂の独占は崩れているように見える。

天保の油方仕法改正は、江戸地廻り油の成長を前提としている。大坂への依存度が減少したことで、大坂独占による供給安定を図った明和の仕法を見直し、油相場を大坂から江戸に移しても大きな混乱は起きないだろうとの見通しを幕府官僚は持っていたようだ。

ただ、それでも大坂からの下り油は3割以上を占めており、また地廻り油には品質的な問題もあった。

灯明油として優れていたのは水油と白油で、その調合油も多く使用されていた。大坂からの油も水油と白油がほとんどを占めており、荏油、胡麻油、桐油の下り油は、全体の2%(天保4年の調べでは年間1,437樽)程度に過ぎない。一方、地廻り油に占める荏油、胡麻油、桐油の合計は50%近くに達している。桐油は灯明油として使用した場合、他の油より減りが早いといわれ、荏油は煙が多く照度が低いといわれ、評判は決してかंबしかなかった。量では3割を占めるようになっても、品質ではまだまだ下り油に及ばず、江戸での油需給が正常な時は生産地農民の自家用に使用され、不足した場合に江戸に運ばれ

るという状況だったようだ。

灯明油としての欠陥を抱え、水油や綿実油より生産費が割高な胡麻油や荏油は水油や白油と競争する力は持っていないというのが当時の認識で、そのため幕府も菜種を中心とした地廻油の育成に力を注いできたが、なかなか軌道に乗せることができなかった。

また江戸周辺の関八州への「田舎積」も年間1~2万樽が仲買から出ている状況で、こうした地域での需要を地元で賄えるような状況ではなかったことが分かる。江戸の町中だけではなく、関東各地の農家でも商品生産は拡大しており、夜の照明用灯油の需要は高まっていたのである。

4.1.6 江戸の幕府直営絞油所

関東での絞油業の発展が思うに任せないとして、幕府は天保年間に幕府直営の「本所御手絞所」を本所に設立している。江戸に入る菜種を優先的に割り当てて原料とした。江戸での菜種取引は、下り米問屋、関東米穀三組問屋、地廻米問屋、脇店八カ所組米屋の手によって行われており、米や雑穀とともに関東の在方から積み込まれ、米関連の問屋を通して売買されるのが普通だった。重要な油原料である菜種でさえ、こうした副産物扱いで流通しており、独自の菜種問屋は生まれず、独立した菜種の流通機構も関東では育たなかった。こうした点でも上方の油市場が作り上げてきた堅牢な原料から絞油、販売問屋にいたるまでのネットワークには及ぶことができなかったといえよう。

「本所御手絞所」への菜種の供給は優先的に行われたが、幕府は菜種を扱う問屋に対して、「相当の値段」をもって御用のため買い上げるので、他国に売らず手絞所に販売するように申し渡している。しかしこの申し渡しに違反するものも絶えず、問屋からは御用で使用する以外の菜種は他国への売買を許可してはどうかとの意見も出されている（「天保撰要類集」）。本所御手絞所に送られる菜種の数量は、天保7年6月の場合「千四百七拾八俵」（「天保撰要類集」）だったという。さらに、幕府は江戸市中における絞油業の充実を図るため、本所御手絞所に続いて、寄場絞油所を天保12年から開始している（「封建経済政策の展開と市場構造」津田秀夫）。

幕府だけではなく、関東での絞油業普及に向けての努力は続けられた。

養蚕業が関東各地でも盛んになったことを述べたが、安政2（1855）年4月、浅草の亀治郎と深川の惣助の名前で、勘定奉行所に蚕油の搾油計画が提出されている（加藤宗一「蚕蛹の搾油技術について」歴史評論32）。この2人は、20年ほど前から、醤油絞粕の大豆を搾油するとの名目で定められた御試大豆請負人だったと記されている。

菜種油を使用した灯心に比較して、蚕油（かいこあぶら）は2倍の明るさ。蚕殻油粕（かいこがらゆかす）も肥料として利用した場合、干鰯より利き目があるという実験結果が得られたとして、その製造方を願い出たもの。提出された計画では、関東各地の生糸産

地で廃棄されている蚕殻（かいこがら）について、乾燥させて江戸に移送する。関東7カ国（武州，上州，野州，相州，甲州，信州，奥州）から出てくる干した蚕殻は，1俵10貫として年間15万俵に達し，15万俵の蚕殻を搾油すると水油10万樽が得られるという。実現はしなかったが，関東でも絞油業を拡大への模索が続いていたのである。

こうした地廻り油への評価が，上方への独占を認めざるを得なかった「明和の仕法」の改正を断行できる見通しを幕府に与えたのである。

4.2 天保の油方改革と幕府の灯油政策

4.2.1 享保改革の商業政策（物価統制）と江戸十組問屋

幕府が問屋仲間に対して積極的に介入を始めたのは享保期からである。米価と諸物価の乖離（米価安諸色高）に苦しみ，その解消に苦勞する中で，流通を握る問屋と問屋仲間への対策にその解答を求めようとするのである。まず享保6（1721）年，絹紬問屋，太物問屋，小問物問屋，書物問屋，瀬戸物問屋など15種の問屋と，紺屋，版木屋，菓子屋などの職人，小売商に身上と商売の実態を報告させ，次にこれらの問屋を町年寄方へ呼び出し，「新規出し物」停止を申し渡した。そして，この申し渡しの実効を図るために，96種の仲間結成を命じた。ただし，これはあくまで贅沢品の出回りを規制する儉約令のひとつと見られている。次いで，享保9（1724）年，「繰綿，木綿，さらし，打わた，絹紬類，布類，真綿，紙，茶煙草，灯芯，蠟燭，味噌，醤油，米，塩酒，水油魚油，薪炭錢」を扱う問屋，仲間に対し，仕入量から始まり，その仕入元，売先，船積問屋まで報告するよう命じた。さらに，各問屋仲間に対し，諸物価高騰の理由も問いただしている。これらの諸商品の仕入れから販売までのルートを把握することで，価格形成の実態を把握し，諸物価の値下げにつなげようとしたのである。江戸の町人に対する行政は，原則として2人の町年寄を通して行っていたが，商業（経済）政策は問屋仲間，ことに十組問屋仲間を通じて浸透させることが理にかなっていると判断したのである。

そして享保11（1726）年4月，幕府は触を出し「水油，魚油，繰綿，真綿，酒，炭，薪，木綿，醤油，塩，米，味噌，生蠟，下蠟燭，紙」の15品に限り問屋帳面を差し出すことを命じている。專業別の問屋組合仲間を作ろうとの意思が垣間見える。前年の享保10（1725）年10月に出された大岡越前守と諏訪美濃守連名による意見書では，各專業別の問屋仲間を作らせ，それらを通して物価を統制し，それによって仲間外の買込みを防ぐといった方策が述べられており，さらに踏み込んで幕府が公認した問屋以外の者が荷を扱うことを禁じることまで献策している。幕府公認の問屋仲間による独占は，実行されなかったが，この触書により問屋仲間は幕府の公認を得たことになり，江戸十組問屋の独占強化への道を開くことになった。

幕府が十組問屋の力を認め、行政への組み入れを図った背景には、生活必需物資の上方への依存度が高く、必然的に菱垣廻船を牛耳る十組問屋が物資の安定供給に大きな役割を果たしていたという事情がある。

ちなみに、享保11(1726)年の江戸入津11品の数量(地廻りも含む)は、米861,893俵、水油90,011樽、味噌2,818樽、魚油50,051樽、酒795,856樽、醤油132,829樽、薪18,209,687束、木綿36,135固、炭809,790俵、塩1,670,880俵、銭19,470固という数字が残っている。

大坂から江戸へ、どれほどの油が流れていたのだろうか。大坂町触書には、享保9年から同15年(1724~1730年)にかけて、生活必需品11品目の江戸への出荷量の統計が残っている。その11品目とは、米・塩・味噌・醤油・酒・練綿・木綿・薪・炭・水油・魚油である。その中の水油を見てみよう。

享保9年7万3,651樽、享保10年6万2,802樽、享保11年6万9,172樽、享保12年4万9,744樽、享保13年5万7,301樽、享保14年4万8,639樽、享保15年7万7,022樽となっている。享保11年における上方からの水油の比率は、江戸に入る水油全体の7割以上を占めていたことになる。

4.2.2 明和の油方仕法の背景と波紋

幕府が享保改革の重要な政策のひとつとして、問屋に対する関与を深めたのはこれまで見てきたところだが、灯油の供給と価格の安定を図るための具体的な政策を打ち出したのもこの頃からだ。享保2(1717)年に幕府は問屋の在庫調査を行い、問屋による買い占めや売り惜しみが行われていないかを調べている。享保9(1724)年1月に「御立値段」を設定し灯油の価格統制を図ろうとするが、同年3月には廃止に追い込まれている。江戸での灯油不足と高値は売り惜しみや抜け売りなどにより引き起こされているとの認識で、需給バランスや供給側の状況の大坂の事情を考慮せず、公定価格の設定だけで解決しようとしたためうまく行かなかったものだ。

同9年に幕府は油問屋、油仕入問屋が「過分之利得」を得ていることに過料を課している。油問屋17名、油仕入問屋24名が油の価格吊り上げを図り、過剰な利益を得たとして過剰利益分を過料として没収した。一方、灯油の需給改善を図り、大坂依存からの脱却を目指すため、同じ9年に、関東での菜種作付けを奨励し菜種の一手買受人に大和屋七郎左衛門を指定している。幕府が享保14(1729)年に代官宛に出した農民への菜種作付け助成についての御触が残されているが、その前にも既に同様の御触が出されている。しかし、その成果は上がっていない。寛保3(1743)年に、関東に菜種の作付けを奨励したが作出もない、との報告が行われている(「享保撰要類集」)。

元文期(1736~)以降になると、大坂資本による油市場の独占を図り、強化した大坂油

市場を通じて江戸における灯油の必要量の確保と、その価格安定を図ろうとする。

元文6(1741)年に江戸で水油が高騰したため、その理由を幕府で調査したところ、以前は江戸に流入する10万樽以上の水油を下り油問屋が一手に引き受けていたが、その後仲買や素人が市場に参入し、仕入れ荷物を現金で買い取る行為が頻出し、仲買の中には大坂まで直仕入れに向く者も出始めていることが明らかになった。そのため油問屋は7軒に減少し、3~4万樽を集荷するに過ぎなくなっていた。江戸の油相場では、下り油は集まらず、大坂建ての油相場による仕入荷物に依存する必要が生まれ、その結果、仲買、素人による買い付けが中心になった。江戸の油問屋が、油市場における指導的な役割を果たせなくなっていたのである。大坂の油建市場で買い入れた仲買や素人は、江戸の油市場に運び込まないで、囲い込む事態がしばしば見られた。これに対して、幕府は、大坂から江戸にくる下り油を取り扱う商品流通機構を特権化して、幕府の統制下に置き、油市場を統制しようとした。

仲買や素人の処置については、町奉行から、下り油の取り扱い業者を油問屋の中に組み入れようとの意見が出され実施された。同時に大坂と江戸との市場連携を強めるため、大坂以外からの江戸の直積みを規制しようとする。江州、尾州、三州、駿州、豆州、相州については江戸への直積みを認めたが、その他の地域からの江戸直積みの禁止を強化し、大坂油市場の支配下に置くこととした。

寛保3(1743)年2月に、大坂の江戸への「油積廻独占令」が施行されている。ここでは住国以外の他国種物の買い入れを禁止し、種物の大坂種物問屋への販売を命じ、兵庫・西宮・紀州・中国筋などからの江戸直積みを禁じている。16年後の宝暦9(1759)年の御触書では、大坂へ送られる菜種が少ないため油が高値になったとして、諸国で菜種などを増産して大坂へ送るように、綿実も幕府が指定する大坂の綿実問屋に送るようにと命じている。さらに、畿内・中国・四国・九州などで搾った油を江戸に直接送ることを改めて禁止し、大坂以外で生産された油を、自国内消費に限定した。原料も自国内で調達することとし、大坂行きの荷物を途中で買い取る「道買い」や「はしけ買い」を禁じた。

油市場における大坂の地位は特殊で、江戸に対する最大の供給地であるため、大坂およびその周辺だけではなく、西日本各地から大量の油が大坂に集積された。その役割を担ったのが「出油屋」である。「出油屋」は、在方の絞油よりの出店という形式で発足したものであり、大坂以外からの絞油の荷受機関としての役割を果たしていた。出油屋が大坂に出現したのは、正徳年間(1711~1715年)であるが、最初は製品としての油の販売ルート確保のために、大坂周辺の絞油業者が大坂における利害の代弁者を必要としたことから生まれたものだ。宝暦期(1751~)には、出油屋が大坂周辺の油独占のため積極的に活動しはじめ、大坂以外からの油は、すべて出油屋からしか購入できないという状況が明和期に確立した。

明和3(1766)年に、幕府は、大坂以外では手作の紋草のみしか絞油業を認めない触を出す。「一村之内たり共、他之紋草買請、絞油稼いたし候儀、不相成事に候」。これは「どの国においても、搾油の原料は自給自足に限る。搾った油は、自家消費以外はすべて大坂の出油屋に売らねばならない。同じ村の中であっても、他家から原料を買ったり、油の売買をしてはならない」というもので、事実上、大坂以外の搾油業そのものを否定しており、畿内中心に多くの反対意見が出されたが、実施された。

そして明和7(1770)年に至り「明和の仕法」と称される法令が実施される。

江戸における市場価格の引き下げ、下り油の潤沢化による需給緩和を図るため、京口油問屋、江戸口油問屋、出油油のそれぞれに株認可による特権を付与した。

油の大坂集中ばかりでなく、大坂における絞油業を保護、大坂の菜種、綿実両絞油屋仲間にも株を設定し、さらに大坂の両種物問屋にも株の設定を認め、大坂への種物の増加を意図した。同時に大坂の絞油屋に独占させた。

大坂周辺の地域を特定地域に限定(摂津、河内、和泉の3カ国)して、油稼株を定め原料の買い入れを幅広く認めたが、油はすべて大坂の出油屋に販売することとした。明和7年9月には、油仲買にも株を許可した。大坂周辺の絞油業者も在地では小売りができず、大坂へ出荷し、それを買い入れることとなった。

「自作手絞」以外の禁止は、大坂周辺の農家には重大な問題であり、大きな反対運動が起きた。そのため、3カ国(摂津、河内、和泉)に限って、絞油業を認め、それを在方株として組織することで大坂市場に取り込み、大坂市場の強化を図った。

明和の仕法の施行を受けて、大坂資本が西日本各地で、自ら違反摘発を行い、強力な買い占めを行い、権利の擁護を図った。中国、四国、九州では、明和の仕法への批判が強く、藩自らがさまざまな名目で法を無視する事例が後を断たなかった。「不正稼人」の摘発件数は、文明2(1782)～文政3(1821)年に、播磨だけで53件に及んだ。西日本全体では107件に達したという。

備後福山藩では「御用油絞水車場所」が設けられ、灘目両組が訴訟を行っている。その結果、享和元(1801)年に水車を8から6に減らし、御用以外の稼ぎはしないことで決着している。広島藩でも、寛政10(1798)年に「油御用所」を設け、領内の綿実搾油を直営で行っている。明和の仕法にも係わらず、各藩での藩政改革の結果、藩主導で殖産興業政策に導かれた絞油業が西日本各地で形成されたのである(津田秀夫「封建経済政策の展開と市場構造」)。

明和の仕法の施行に重要な役割を果たしたのが、京口油問屋の日野庄左衛門とされており、文政年間(1818～)に幕命を受けて灯油問題を調査した榎原謙十郎は「日野屋庄左衛門如き商家のものハ、元来売買之便利を元立ニ仕、主法申立候儀に御座候」(「水油一件」と、日野庄左衛門が京口油問屋の利益を図るために明和の仕法を申し立てたと批判してい

る（幸田成友「大坂と江戸」）。

4.2.3 天保の油方仕法改革

幕府は、「明和の仕法」（1770年）により大坂油市場中心に統制を強めることで、江戸の油需給と価格の安定を企図したが、化政期（文化・文政1804～）に入ると、大坂油市場独占にほころびが目立ちはじめ、幕府は政策の見直しを迫られることになる。

油方仕法を見直す直接的な引き金になったのは、江戸での「油切」だった。現在の停電と同様な「油切」は、江戸で何度か起きているが、文政9（1826）年は江戸市中に大きな騒動が起きたという（「大坂と江戸」幸田成友）。このため幕府は、支配勘定役の榎原謙十郎を大阪に派遣して実状を調査させた。謙十郎は西町奉行所の協力の下、油問屋・仲買を西役所に召喚し、過去10年間の諸統計を基礎に問題点を洗いなおし、今後の方策や自らの意見を含めた報告書を文政11（1828）年5月に提出している。この報告書は「水油一件」（2冊）にまとめられ、当時の油事情を知る貴重な資料になっている。

幕府は天保3（1832）年11月、大坂油市場を中軸にして全国的な規模で行われていた油の生産と流通の管理形態を変更し、さらに大坂の商業資本への依存によって独占の強化を図った「明和の仕法」以来の絞油業への規制の緩和や商品流通機構を廃止し、その上で江戸を中心として油市場を再編成するとの考えで新たな油方改正仕法を公布した。

新しい油方仕法の内容は大略次のようなものであった。

1. 大阪以外に堺と兵庫に両種物問屋を設置すること
2. 播磨国に新に水車、人力の油稼ぎ株を許可すること
3. 大阪の出油屋・京口・江戸口両油問屋の名称を廃して「油問屋」に統一すること
4. 京橋五丁目の寄合所を廃止し、内本町橋詰町に油寄所を建てること
5. 播州灘目油及び播州一円の油は大阪に売さず、樽船を以て江戸へ直積せしむること
6. 大阪油問屋の売口を江戸大阪に限ること。江戸には霊岸島に油寄所を新設し、江戸着の油はすべて同所にて油問屋及び問屋並仕入方のものに売渡すこと
7. 油問屋などから納められた冥加金を免除し、口銭を改めること
8. 灯油、白絞油、梅花油などを、大坂仲買が製法するのを止め問屋が行うこと

大坂油市場の機能に制限を加え、大坂周辺地域の絞油業地帯の地位を引き上げ、江戸市場に直結させることで、江戸の油市場の安定を図ろうという狙いがあった。

明和の仕法では大坂油市場の市場価格を一物一価の元立相場としたが、改正仕法では江戸の油市場に元立市場の役割を担わせようとした。各藩における経済活動が活発になり、幕府は各藩に対して、領内に限り独自の商業統制を行う権限を与えた（「諸国積下方御差留」との方針を示し、大坂からの油積下ろしの差留めを各藩で行える権限を与えた）。

大坂から江戸に油元立市場の役割を移動させようとした背景には、江戸の油市場を背後から支える江戸の周辺地域、地廻りの絞油業の展開、種物栽培の普及が一定程度進んだとの評価が幕府内で行われていたという事情がある。

天保3（1832）年に設立された霊岸島油寄所が江戸における油の商品流通機構の中心とされた。大坂、灘目、播磨からの油以外にも関東地廻りの油もこの寄所に集められた上で相場が立てられ、霊岸島油寄所で成立した相場で問屋仲間が取引するという方式をとった。江戸に入津した油は一旦、油寄所に差し出さなければならず、廻船問屋や船積問屋はそのつどそれぞれの油樽数を油寄所に届出なければならなくなった。そして、東海道、東山道筋の国々での絞油も「江戸霊岸嶋油寄せ所え相廻し可令売買候」となった。

しかし、霊岸島油寄所は幕府の期待通りには機能しなかったようで、設立されてから5年後の天保8（1837）年に幕府は寄所への油送りを取りやめ、寄所を取り払い、問屋・問屋並仕入方へ直接売り渡すことを命じている。寄所の元方相場は、地廻りを含めた油の平均価格とされたため、上方からの油を扱う油問屋は欠損を抱えることとなったからである。江戸の元立相場を維持するには、結局大坂油市場の価格に近づけるか、地廻りの油の量を増やし、名実ともに江戸独自の元立相場を立てられるようにする以外になかった。油の多くを上方に依存しながら、上方の相場を無視して元立相場を維持するのには無理があったといえる。

天保の改正仕法が実施された頃の江戸地廻り油は、3万樽を超えていたが、天保の改正仕法後の、地廻り油の江戸廻着は激減し、天保4年には1万1,436樽になっている。絞め油原料種物の凶作という不運なできごとによる影響もあったが、結果的に改正仕法後も上方への依存度は高く、上方からの油移入を増やすためには、霊岸島油寄所の閉鎖に踏み切らざるをえなかったのである。

4.2.4 天保の改革と問屋仲間解散令

幕府は天保12（1841）年12月13日に触書を出し、「問屋共不正之趣も相聞候」との理由で、菱垣廻船積問屋が毎年納めている冥加金1万200両を免除するとともに、問屋仲間の解散を命令した。水野忠邦による天保改革の目玉となった政策である。この触書で幕府は、問屋や仲間と名乗ることも禁じた。菱垣廻船で上方から運ばれてくる荷物は、誰でも勝手に引受け、売り捌くことができたのである。

さらに翌天保13（1842）年3月には、前年の触書が専ら十組問屋を対象にしたとの誤解があることから、十組以外も株札、問屋、仲間、組合などと名乗らぬよう徹底を図る触書を出している。油商人、油問屋は油屋と名乗ることが強制されたのである。そして、共謀して値段を吊り上げることを禁止し、品物を買取って売るのは自由だが、他国へ前金を払って買い溜めたり、輸送を遅らせ、あるいはその場所に囲い置くことは不正だから行わ

ないようにと徹底している。

この2回の触書による株仲間、問屋の解散の狙いは物価の引き下げにあることはいうまでもない。享保期には、問屋仲間を認め、その力を利用することで供給と価格の安定を図ろうとした幕府だが、今度は十組に代表される株仲間が商品の売買を独占し、それによって価格が吊り上げられているとの認識に達した。1万200両という巨額の冥加金が結果的に商品の小売価格に転嫁されたことで、物価が上がっている側面も否定できないため、冥加金の上納も同時に免除したのである。

江戸時代の著名な経済学者、太宰春台の享保14年に著した「経済録」で、すでに「四海広しと雖ども、掌を握たる如くに価を貴賤にするは、党を結ぶと駆使の行来便利なるとの故也」と述べている。これは十組問屋と菱垣廻船を念頭にしたと思われる。

少しうがった見方だが、江戸町奉行を勤めた矢部駿河守は藤田東湖との座談で、三橋会所会頭の杉本茂十郎による菱垣一方積みに問題の根があると語ったと、東湖は書き残している。すなわち「今迄大阪から江戸へ商品を運送する船は菱垣樽の両廻船であった。然るに紀州家の申立により樽船停廃、菱垣一方積となつた。何故紀州家で左様な申立をなされたかといへば、紀州家が幕府へ返却せねばならぬ金子の才覚に詰って困惑して居られる所へ、杉本茂十郎なる奸商が入込み、菱垣一方積の説を立て、紀州家の口を仮つてそれを成就した。現在幕府は勿論上下一統が難渋するやうになつたのはこの時からである」(「大坂と江戸」幸田成文)。1万200両の冥加金と米買い占めの見返りに、菱垣廻船仲間株を認可した幕府の政策が誤っていたことを暗に批判している。

紀州藩と菱垣廻船一方積みの関係については、伊藤彌之助が「杉本茂十郎の研究—菱垣廻船株仲間の成立」(三田学舎雑誌第47巻)において、要約すると次のように述べている。

茂十郎は菱垣廻船一方積みを企図するが、紀州の廻船が樽廻船に従属の形になっており、大坂から江戸までの海上350里のうち、200里が紀州藩の海上持場であったことから、紀州藩が菱垣廻船一方積みに反対しているため実現しないとされていた。そこで茂十郎は姻戚関係にあった紀州藩御用達の豊田庄兵衛を仲介にして、紀州の廻船を樽廻船から菱垣廻船に移籍することを画策した。この計画は、茂十郎の失脚で頓挫するが、天保4(1833)年にいたり茂十郎の甥である白子佐兵衛らの尽力により、実現することになったという。

4.2.5 株仲間禁止の背景

しかし、株仲間による独占が物価の引き上げにつながるのは、普通に考えれば十分理解できることにも関わらず、何故幕府の高級官吏は一方で物価の引き下げを希求しながら、それと一見反するような問屋仲間の結成を促したり、株仲間を公認したりしたのであろうか。

これについては、封建時代の政治体制であり、幕府の管理統制下に置けば、株仲間の弊害を抑えながら、物価の抑制を強制的に図ることができるとの考えがあったものと思われる。株仲間の公認・独占と物価の抑制は矛盾しないとの認識が幕府にあったようだ。

事実、享保年間には十組問屋に代表される問屋仲間を役所に呼び出し、値下げを申し渡すことで、物価は下げられたのである。寛政年間にも同様な方法が成功を収めている。幕府の価格引き下げ令をスムーズに実現するためには、問屋仲間の存在は幕府にとって便利だったのである。

ではなぜ天保12(1841)年にいたり、株仲間、問屋仲間を廃止するという強行手段を採ったのだろうか。その解答は、幕府から強大な権限を与えられた菱垣廻船船積仲間ですら、江戸に入る商品の独占ができなくなっていたことにありそうだ。独占に綻びができていくということは、各地の製造元、買次問屋、菱垣廻船などの輸送手段などを十組問屋が掌握できなくなってきたことを意味する。法的な独占権を与えられていても、現実には各地で急速に成長する生産・物流を支配することが不可能になっていた。菱垣廻船でいえば、紀州藩を動かしてまで一方積みを強制しようとしたが、現実には文化10年の菱垣廻船船積問屋仲間の株札取得と同時に築き上げた独占を回復することはできなかった。油については天保3年の油方仕法の改正がこうした背景から出てきたものであることは既に紹介した。

十組問屋仲間による流通支配が揺らぐことによって、幕府が求めた諸物価の引き下げ要請に、十組自身は応えることができなくなった。幕府は十組に特権を与えることによって物価引き下げを再三に渡って実施し、一定の成功を収めてきたが、それができなくなり、逆に特権の条件ともなっている冥加金が物価高騰の一因となっているような状況では、問屋仲間の禁止に踏み切らざるを得なかったともいえる。

また、江戸の十組問屋仲間が流通を支配することには、生産力を付けてきた地方からの反発も強まりつつあった。各藩主は領地の名産・特産を江戸に販売する場合に十組問屋の存在、独占が障害になっているとの思いが強くなっていた。御三家である水戸の徳川斉昭は、領内で生産される特産物の江戸での販売に障害になっているとの理由で、また物価高騰の元凶になっているとして問屋仲間の解散を水野忠邦に書面で求めている。こうした領主の意見も無視できなくなったことが、問屋仲間禁止令の背景にあった。

天保12(1842)年の株仲間解散令で、江戸十組問屋はその役割を終えることになったが、物流への影響は大きかった。菱垣廻船の円滑な運営には問屋仲間の力が欠かせなかったからだ。そこで、菱垣廻船の運行にまつわる難船処理などを目的として、廻船の重要品目だった9つの商品を扱う大坂の問屋仲間が連合して「九店仲間」を組織することとなった。問屋仲間は解散させられたが、実質的に組織は形を変えて維持されたのである。「九店仲間」に参加したのは、繰綿、油、紙、木綿、薬種、砂糖、鉄、蠟、鯉節の9品目を扱

う問屋で、この九店に付属する形で十三店も連合体に加わり、二十四組江戸積問屋仲間の代わりを果たすことになったのである。江戸と大坂の九店の世話番が、菱垣廻船の運営に当たり、樽廻船についても九店仲間の差配下に加わったとされている。

4.2.6 問屋・株仲間の再興令

水野忠邦による天保の改革の柱ともいえる問屋仲間の禁止は、結果的には市場に大混乱をもたらした。株を担保とする金融が停止したため、問屋の代金回収に支障を来し不良債権が膨れ上がった。一方で期待された新たな素人の商業への参入は思ったほど進まず、水野が意図した自由競争による物価引き下げは虚しく瓦解した。天保14（1843）年に水野は老中を辞任し、天保の改革はわずか3年間で幕を閉じたのであった。

弘化2（1845）年、町奉行に再勤した遠山左衛門尉は株仲間の再興を建言するが、必要な商品に限定した問屋には柔軟な対応をするが、制度そのものの復活案は却下された。しかし翌弘化3年7月、寄合筒井紀伊守が「御府内窮民救助」対策として、諸問屋の再興を求める建白書を提出するに及んで、幕府は遠山と江戸の町年寄・館市右衛門に諸問屋再興に調査と検討を命じた。遠山と町年寄は嘉永元（1848）年4月、『諸問屋株式再興之儀に付見込之趣申上候書付』と題した上申書を提出している。この報告を受けて、さらに慎重な検討を経て、幕府は嘉永4（1851）年に問屋組合再興令を施行することとなったのである。

その内容は、政策の失敗を認めた上で、問屋仲間の再結成を命じている。ただし、株札は交付せず、冥加金上納の必要もない。さらに、仲間への新規加入の希望者は必ず受け入れ、理由なく拒んではならないとしている。停止令以前にあった問屋は本組（古組）、その後開業したものは仮組として組織された。これは、株仲間が本来持っていた独占機能を無力化するもので、幕府は新興の商人に恩を売ること、旧勢力を統制しようとしていた。その後、安政4（1857）年には、冥加金上納の復活と、本組・仮組を合併して株札を与える改正令が施行されたが、新規加入を自由とする政策は変更されなかった。

禁止令から再興令までの10年間は長く、問屋の顔ぶれはかなり入れ代わったが、明治以降に活躍する問屋の多くは、この時期に源流を持っている。

4.2.7 開港と問屋仲間の終焉

嘉永6（1853）年、米国東インド艦隊司令長官ペリーが、米国大統領の国書を携えて、浦賀に来航した。これを境に、日本は未曾有の大動乱に突入していく。翌嘉永7年にはペリーが再来日して日米和親条約を締結。安政5（1858）年には、就任後間もない大老・井伊直弼が米・蘭・露・英・仏の5ヶ国と修好通商条約を締結、国内の反対を押し切って、翌安政6年、横浜・長崎・箱館（函館）を開港した。ここに、226年間に渡って続いた鎖

国が幕を下ろしたのである。

横浜開港に際し、幕府は、江戸の商人に、横浜への出店を促した。しかし全く未知数の西洋人との貿易に多くの商人は尻込みし、近江系を中心にわずかな出店に止まった。横浜で活躍したのは、開港以前から店を出して地廻り製品の国内取り引きをしていた新興の地方商人達であった。彼らは、外国人との貿易により、江戸と大坂に取って代わる、新しい商業の中心地を、短期間でつくり上げていった。輸出される商品は、江戸の間屋を経ることなく、産地から直接横浜に送られた。

油については、ごく一時的に生糸に次ぐ重要輸出品となった。開港の翌年、万延元(1860)年には、上海向け中心に10万樽が輸出された。江戸の総需要量が14万樽なので、江戸の灯油市場は大混乱に陥ったことは想像に難くない。

幕府は、諸物価の高騰を抑制し、江戸の商品市場を保護するために、万延元年に「五品江戸廻し令」を發布した。これは、生活必需品の中で最も重要な五品目である雑穀・水油・蠟・呉服・糸について、必ず江戸の間屋に回すことを求め、産地から横浜に直送することを禁じたものである。江戸でこれらを扱うものは、米問屋・水油問屋・水油仲買・蠟問屋・呉服問屋・糸問屋と定められた。問屋では、江戸で消費する分を確保してから、横浜に送ることとした。だが時代の流れを強引に戻すこの法令は、横浜商人ばかりか、身内の神奈川奉行・外国奉行からも反対された。江戸廻しを命じてみたものの、実態は書類だけが江戸の間屋に廻り、口銭を徴収するというのが実態だった。そのため元治元(1864)年には、早くも実質的な廃止に追い込まれた。

開港による油の高騰を抑えられず、大坂では、安政6年に一石当たり450匁以下だった菜種油の値段が、慶応3(1867)年には2,551匁となった。

江戸の間屋仲間は、江戸幕府の終焉とともにその役割を終えた。新政府の財政を支えたのは、三井、小野、島田といった大手為替業者や資金力のある個別商人であり、三都(江戸、京都、大坂)の株仲間による集金は全体のわずか3.6%に過ぎなかった(「商人地主の諸問題」中井信彦)。